関税定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(案)新旧対照条文目次

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令(昭和三十年政令第百号)(第三条関係)	関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)(第二条関係)	関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)(第一条関係)
1	I I	1

$\overline{}$
垃
傍
線
の
部
分
は
改
正
部
分
زز

																						1
5 :±I	4		を立	、 /=	3 :±	<u> —</u>		る	2			政《	第二条	<u></u> ==	附 則	第上	华	华	第五章	第	目 次	
第	(省		くけた	用ス	第	及 び 二		品上	第	∫ 五		~で完		税物	נא	章の	第七節	第一部	章	章		
四 条 第	略)		たもの	ての出	各条			る物品とする。	条	(省		止めっ	第	件の		\		以外	通 関	第一章~ 第四章		
歩			を受けたものとする。	他の開	歩	(省		ඉ	歩			政令で定める貨物は、	各条	確完		第五章の二~ 第九章	更便物	節~第六節	关]	章		改
第			9 る。	理由 に	第	略)			第	略)		物は、	歩	たのは		章	物に関			(省		
号				よよい	号				号			次	第	明知		(省	対する	省				
規規				リ価値	0 -				規			に 掲	号	特			特別	略)		略)		
正 すっ				他の	法第四条第一項第三号の二に規定する政令で定める製品は、				法第四条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、			次に掲げるものとする。	(課	(課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物)		略)	郵便物に関する特則(第六十六条					正
の政へ				減少が	正すっ				の政会			ものし	物	旭用			弗 六 上					
室で				かあつ	の政へ				マで			すっ	1十 の 7字	9 る 化			十六夕					
止めっ				った。	マでコ				止める			ව	定(物								
郵便				彩品で	正める				るもの				時期				弗 六 -					案
物				で税	製し				は、				- 期				十八名					
'n				医 (版、								規				第六十八条の四)					
法第四条第一項第六号に規定する政令で定める郵便物は、次に掲				使用その他の理由により価値の減少があつた製品で税関長の承認	展示				次に掲げ				法第四条第一項第一号 (課税物件の確定の時期) に規定する				뗏					
161	4				3				2												目次	
	同	けたも	用その他の理由	課税物件の確定	法	及	物品とする。	税物:	法	一 5 五	物は、	れた	第 二 条	課	附 則	第五章の二~第	第	第	第 五 章	第一章~ 第四章	次	
	上	もの・	他	物件	第四	ー 及 び 二	とすっ	1 千 の	第四			外国	法	祝 物		草の	第七節	節		亨		
		のとする。	の 理·	の確	杀 第	同	ත්	確定	杀 第	同.	次に掲げるものとする。	貨物	第四	(課税物件の確		<u></u>	郵	第一節~ 第六節	同.	第四		
		ද			項	上		の時	項	上	ける	の課	杀 第			第九章	便 物	六節	上			
			より	時期	第三			期	第二		もの	枕物:	項	足の時期の特例を適用する貨物)			郵便物に関する特則(第六十六条	同		同.		現
			価値	ات ا	号 の			に規	号		とす	件の	第一	期の		同	する	上		上		
			の減	規定	_			定す	保税		వ్	確定	号()	特 例		上	特則					
			少が	する	保税			る 政	作業			の時	保 税	を 適			第					
			あつ	政 令	展示			令 で	によ			期	蔵置	用 す			六十					
			た 製	で 定	場に			定め	る製			に規	場 又	る貨			六条					行
			品で	める	入れ			るも	品で			定す	は総	物)								
			税関	製品	ら れ			税物件の確定の時期)に規定する政令で定めるものは、	ある			る 政	合保				六十					
			長の	Ŕ	た外				外国			令で	税地				八条					
			承認	の時期)に規定する政令で定める製品は、展示、	国貨			に掲	貨 物			定め	域に				第六十八条の三)					
			により価値の減少があつた製品で税関長の承認を受	使	法第四条第一項第三号の二 (保税展示場に入れられた外国貨物の			次に掲げる	法第四条第一項第二号 (保税作業による製品である外国貨物の課			れた外国貨物の課税物件の確定の時期) に規定する政令で定める貨	法第四条第一項第一号 (保税蔵置場又は総合保税地域に置か				<u></u> '					

げるものとする。

- 寄贈物品である郵便物

ると認められる郵便物(前号に掲げるものを除く。)の章において「所属区分」という。)を判断することが困難であ課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分(以下こ二 無償で貸与されることその他の事由により、名あて人において

(賦課課税方式を適用する貨物の指定)

一〜五 (省 略)に掲げる貨物とする。

2

法第六条の二第一項第二号イに規定する政令で定める貨物は、

「つき通関手帳により輸入される物品(単第七十号)第三条第一項(通関手帳による通関等)の規定に基約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十八年法)、物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条)

| 第二条第五項各号に掲げる郵便物

位に関する協定第二十一条の規定に基づいて設置された合衆国軍六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第

(賦課課税方式を適用する貨物の指定)

2 同 上

次

一~五同上

き通関手帳により輸入される物品律第七十号)第三条第一項(通関手帳による通関)の規定に基づ約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律(昭和四十八年法六 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約(ATA条

事郵便局を通じて郵送される郵便物

(輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告)

第四条 ならない。 事項を記載して、これを税関長に提出することによつてしなければ 申告書」という。)に、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる 五十九条第一項に規定する輸入申告書 (以下この章において「輸入 特例)に規定する特例申告をいう。以下同じ。)を除く。)は、第 申告) の規定による申告 (特例申告 (法第七条の二第二項 (申告の 申告納税方式が適用される貨物についての法第七条第一項 (第四条

属区分、 おいて同じ。 料として使用された外国貨物。以下この条において同じ。)の所 係る同項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該貨物の原 当該貨物 (法第四条第一項第二号 (課税物件の確定の時期) に 税率 (当該貨物に適用される税率をいう。以下この章に 及び所属区分ごとの納付すべき税額並びにその合

<u>_</u> ~ 五 (省 略)

略)

郵 (便物の保税運送に係る届出の手続)

第五十五条の九 がないと認める事項の記載を省略させることができる。 の他の事情によりその記載の必要がないと認めるときは、 なければならない。ただし、税関長は、運送する距離が短いことそ 定による届出は、 登録記号又は種類 品名、 数量及び価格並びに運送の期間を記載した書面でし 法第六十三条の九第一項 運送に使用しようとする船舶、 運送しようとする郵便物の運送先、 (郵便物の保税運送) 航空機又は車両の その必要 の規

(輸入申告に併せて行う関税の税額等の申告)

、第五十九条第一項に規定する輸入申告書(以下この章において「 ればならない。 げる事項を記載して、これを税関長に提出することによつてしなけ 輸入申告書」という。) に、 告の特例)に規定する特例申告をいう。以下同じ。 納税申告)の規定による申告 (特例申告 (法第七条の二第二項 (申 申告納税方式が適用される貨物についての法第七条第一項 同項各号に掲げる事項のほか、次に掲)を除く。

の合計額 章において同じ。 という。 率法別表の適用上の所属区分 料として使用された外国貨物。 係る同項ただし書の規定の適用を受ける場合には、当該貨物の原 当該貨物 (法第四条第一項第二号 (課税物件の確定の時期) 税 率)及び所属区分ごとの納付すべき税額並びにそ (当該貨物に適用される税率をいう。 (以下この章において「所属区分」 以下この条において同じ。 以下この) の 定

2 5 了 五 同 同 上 上

- を準用する。 載しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定 運送しようとする郵便物の運送先、記号、番号、品名及び数量を記 がとする船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類並びに を準用する。
- 条第三項の確認を行う税関官署の長が同一である保税運送法第六十三条の九第一項の届出を受理した税関官署の長及び同
- おいて行われる保税運送内の場所に限る。)として税関長が指定した特定の場所相互間に一内の場所に限る。)として税関長が指定した特定の場所相互間に二 相互に多数の保税運送が行われる場所(同一の税関の管轄区域
- みなされるものを含む。)に係る保税運送れた貨物とみなすもの)の規定により輸出の許可を受けたものと 輸出の許可を受けた郵便物 (法第七十三条の二 (輸出を許可さ

(郵便物に係る関税の納付義務の免除の手続等)

第五十六条の二 第三十八条の規定は法第六十五条の二第一項ただし第五十六条の二 第三十八条の二(第一号を除く。)の規定による承書(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)の規定による承書(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)の規定による承書(運送先に到着しない郵便物に係る関税の徴収)の規定による承割の場所」と読み替えるものとする。

第五章 通関

第一節~第六節 (省略)

第七節 郵便物に関する特則

(簡易手続の対象となる郵便物)

| 同項第一号に掲げる郵便物にあつては、輸入されるものに限る。) | 定する政令で定める郵便物は、第三条第三項各号に掲げる郵便物(第六十六条 法第七十六条第一項(郵便物の輸出入の簡易手続)に規

(郵便物の検査)

とする。

の輸出入の簡易手続)に規定する検査をするときは、郵便事業株式第六十六条の二 税関職員は、法第七十六条第一項ただし書(郵便物)第

2 (省略)

会社の職員の立会いを受けなければならない。

3 前二項の規定は、法第六十七条 (輸出又は輸入の許可)の規定の

適用を受ける郵便物に係る検査について準用する。

提示を要しない郵便物)

)の申告を行う旨の申出があつた場合とする。とする者から当該郵便物につき法第六十七条(輸出又は輸入の許可に規定する政令で定める場合は、郵便物を輸出し、又は輸入しよう第六十六条の三 法第七十六条第三項(郵便物の輸出入の簡易手続)

(交付前郵便物に係る関税の納付義務の免除の手続等)

書(交付前郵便物に係る関税の徴収)の規定による承認について、第六十六条の四(第三十八条の規定は法第七十六条の二第一項ただし

(郵便物の検査)

「た受けなければならない。」「に規定する検査をするときは、郵便事業株式会社の職員の立会第六十六条 税関職員は、法第七十六条第一項ただし書 (郵便物の検

2 同 上

- 5 -

第五章 同 上

第一節~第六節 同上

第七節 郵便物に係る特則

物」と、 場合に限る。 便物の関税の納付等) 税蔵置場の名称及び所在地」とあるのは「法第七十七条第一項 Ļ 事業株式会社に交付された場合に限る。 貨物」とあるのは「郵便物」と、「その置かれている」とあるのは 第三十八条の二の規定は法第七十六条の二第三項の規定による届出 あるのは「 務省令で定めるもの ために必要な事項として財務省令で定めるもの (同項の書面が郵便 について、 「法第七十七条第一項(郵便物の関税の納付等)の書面を特定する 第三十八条の二第一号中「亡失した外国貨物が置かれていた保 同条第三号中「亡失した外国貨物が置かれていた場所」と それぞれ準用する。 亡失の場所」と読み替えるものとする。 と、同条第二号中「 (同項の書面が郵便事業株式会社に交付された の書面を特定するために必要な事項として財 この場合において、 外国貨物」とあるのは 滅却をしようとする」 第三十八条中 郵便 (郵

郵便物に係る輸出又は輸入の許可を取り消す場合等)

はそのあて名を変更する旨の請求があつた場合とする。
に規定する政令で定める場合は、差出人から郵便物を取り戻し、又入の許可の取消し)(同条第四項において準用する場合を含む。)第六十八条の四 法第七十八条の二第一項(郵便物に係る輸出又は輸

規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
同条第一項から第三項までの規定を準用する場合におけるこれらの物であつて当該郵便物の名あて人に交付されていないものについて、法第七十八条の二第四項の規定において輸入の許可を受けた郵便

 項及び第三項
 輸出
 輸入

 第七十八条の二第二
 輸出
 輸入

第五章の二 認定通関業者

第五章の二 同 上

関税暫定措置法施行令(昭和三十五年政令第六十九号)(第二条関係)

$\overline{}$
傍
線
の
部
分
は
改
弡
部
分

適用する貨物)に掲げる郵便物とする。 、関税法施行令第二条第五項各号(課税物件の確定の時期の特例を第三十一条の二(法第八条の四第一項に規定する政令で定めるものは(簡易手続の対象となる郵便物)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	現
	行

$\overline{}$
, ,
傍始
線
の
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

る の 祝 場 手 法	いで当該貨物を所持することとなつたと認められるものとする。の返還を受ける者で、内国消費税が納付されていないことを知らな事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により外国貨物第六条の四 法第八条第一項第四号に規定する政令で定める者は、刑 気(領置物件等の還付に際しての内国消費税の徴収をしない者)	(交付前郵便物に係る内国消費税の納付義務の免除の手続) (交付前郵便物に係る内国消費税の納付義務の免除の手続) において準用する同令第三十八条の規定による申請書に、当該交付前郵便物に係る内国消費税の税目及び税率の適用が異なるごとに、当該交付前郵便物の品名及び数量(消費税法(昭和六十三年法律第百分) 第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物に係る同号の承認の手続について準用する。この場合には、同令第六十六条の四において準用する同令第三十八条の規定による申請書に、当該交付前の規定の手続については、数量及び価額。以下「数量等」という。)を付記しなければならない。	改正案
続)(同令第五十一条の十五(総合保税地域)において準用する場施行令第四十九条第一項(保税工場外における保税作業の許可の手第八条 法第十条第一項の規定の適用を受けようとする者は、関税法(保税工場外等における保税作業の場合の手続)	いで当該貨物を所持することとなつたと認められるものとする。の返還を受ける者で、内国消費税が納付されていないことを知らな事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により外国貨物第六条の三 法第八条第一項第三号に規定する政令で定める者は、刑(領置物件等の還付に際しての内国消費税の徴収をしない者)		現

なければならない。 率の適用が異なるごとに、当該課税物品の品名及び数量等を付記し以外の場所に出そうとする課税物品に係る内国消費税の税目及び税合を含む。) に規定する申請書に、当該保税工場又は総合保税地域

2 (省略)

(保税運送等の場合の免税の手続

付記しなければならない。

2

が異なるごとに、当該物品の品名及び数量等を付記しなければなら る申請書に、当該課税物品に係る内国消費税の税目及び税率の適用 する。この場合には、同令第五十五条の規定又は同令第五十六条若 課税物品に係る同項ただし書の承認の手続について、 免除の手続等) において準用する同令第三十八条 (保税蔵置場の許 延長する場合の手続について、同令第五十六条(関税の納付義務の 第十一条第一項の承認を受けて引き取られた課税物品の運送期間を しくは第五十六条の二において準用する同令第三十八条の規定によ て準用する同令第三十八条の規定は、 可を受けた者の関税の納付義務の免除の手続)の規定及び同令第五 十六条の二(郵便物に係る関税の納付義務の免除の手続等) 関税法施行令第五十五条 (運送期間の延長の手続)の規定は、 法第十一条第五項に規定する それぞれ準用 におい 法 2

同上

2

(保税運送等の場合の免税の手続)

当該課税物品の品名及び数量等を付記しなければならない。受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なるごとに、破貨物等の運送の手続)に規定する書面又は申請書に、その免除を法施行令第五十三条第一項(保税運送の手続)又は第五十四条(難第十条 法第十一条第一項の規定の適用を受けようとする者は、関税

品名及び数量等を付記しなければならない。 田名及び数量等を付記しなければならない。 田名及び数量等を付記しなければならない。